

【多子世帯向け】令和8年度後学期授業料免除申請のてびき(留意事項)

令和8年6月 水産大学校 学生生活課

免除の対象者（本科生に限る。）

3人以上の子等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第2条第3項に規定する「子等」をいう。以下同じ。）の生計を維持する者に生計を維持されている子等であって、学修意欲が特に優れている者（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第10号第2項第1号又は第2号に該当する者をいう。）と認められる者

【入学1年目の者（新入生）の基準】

次のアからエのいずれかに該当すること。

- ア 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ 入学者選抜試験の成績が入学者の同一学科内で上位2分の1以上であること
- ウ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

【入学2年目以降の者（2～4年の在学生）の基準】

次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 学業成績について、学生ごとに算出した成績平均値を基に同一学科・同一学年内で上位2分の1以上であること

イ 次の（A）及び（B）のいずれにも該当すること。

（A）修得単位数が標準単位数※以上であること

※ 標準単位数 = 卒業必要単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数

（B）学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

裏面につづく

提出期間・場所

令和8年6月26日(金)～令和8年7月24日(金) 17時 厳守

学生生活課窓口 申請者本人が持参してください。

※ やむを得ない場合は郵送も可能です、レターパックプラスをご利用のうえ、7月24日(金) 必着でお送りください。

注意事項

- (1) 申請基準日(令和7年12月31日)の状況を正確に記入してください。記載漏れや虚偽申告、判読困難等がある場合は書類不備として選考審査から除外します。
- (2) 虚偽の事実が判明した場合、学業を怠った場合、学生の本分に背いた行為があった場合等は許可を取り消します。

提出書類 提出された書類は返却できませんのでご注意ください。

☐	○授業料免除申請書(別紙様式第1号)	
☐	○令和8年度課税証明書(令和7年所得) (市区町村長の証明書) ※原本提出	・3人以上の子等の生計を維持する者(原則父母)の課税証明書 ・扶養人数が表記されているもの ・前学期分とは必要な年度が異なるので注意
☐	○戸籍謄本(全部事項証明) ※原本提出	(変更が無い場合、前学期申請済みの方は提出不要) 扶養者、被扶養者が課税証明書と一致しているか確認するため
☐	○「大学等への修学支援の措置に係る学修計画書」※原本提出	(前学期申請済みの方は提出不要)

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。
〒759-6595
山口県下関市永田本町二丁目7番1号
水産大学校 学生部 学生生活課
電話：083-286-5113(平日 8:30～17:00)
E-mail：seikatsu@fish-u.ac.jp

書類の記入方法 ※黒のボールペンで、明瞭に記入してください。

(1)授業料免除申請書

別紙様式第1号

提出日を記入のこと

授 業 料 免 除 申 請 書			
			年 月 日
国立研究開発法人水産研究・教育機構 理 事（水産大学校代表） 殿			
私は、以下の理由により、 年度 学期分授業料の免除を受けたいので、関係書類（証明書等）を添え、申請いたします。			
なお、記載事項及び添付書類は事実と相違ありません。			
申 請 者	所 属	学 科 年 学籍番号	
氏 名			
連 絡 先	TEL：		
学 資 負 担 者	氏 名	続 柄	
住 所	〒 TEL：		
申請理由	☐ 経済的理由 ☐ 学資負担者の死亡 ☐ 災害 ☐ 多子世帯 ☐ その他		
※免除を必要とする家庭事情などについて、申請者本人の立場から具体的に記入して下さい。			
申請者本人が自筆で具体的に記入のこと			
修業年限を超える	☐ 病気 ☐ 留学 ☐ その他（ ）		
特別な事由及びその期間	期 間	から まで	
クラス担当教員・専攻分野長 確認欄	氏 名		

申請者・学資負担者各自が自筆記入のこと
同一筆跡は認められません

書類に不備が無いが確認後、クラス担当教員（研究生にあっては専攻分野長）の署名を受けること

よくある質問(Q&A)

Q1 多子世帯とは何ですか？

A 生計維持者(原則:父母等)が、税法上扶養している「子等」が3人以上扶養している世帯をいいます。「子等」には、大学生や高校生など修学中の子も含まれます。

Q2 多子世帯であれば、必ず免除されますか？

A 必ず免除されるわけではありません。 多子世帯であることに加えて、学修意欲や学業成績等について審査があります。

Q3 どの時点の家族状況・収入で判断されますか？

A 令和7年12月31日現在の状況で判断します。この日時点での家族構成・収入状況を正確に記入してください。

Q4 どんな理由で不許可・取消しになりますか？

A 以下の場合、免除が不許可または取消しとなります。

- 虚偽の申告があった場合
- 学業を著しく怠った場合
- 学生として不適切な行為があった場合

Q5 令和8年4月1日に就職して子等が3人以下になった場合は、要件に該当しないのか？

A いいえ。直ちに不該当にはなりません。

令和7年12月31日時点で3人以上扶養していれば、令和8年度後学期は該当します。

Q6 住民税の基準日(12月31日)後に生まれた子は、多子世帯の人数に含めることができますか？

A. 一定の条件を満たす場合に限り、含めることができます。

令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間に出生(又は里子委託、特別養子縁組等)した子については、本人からの申告および所定の証明書類を提出することにより、「扶養する子」に加算して判定を受けることが可能です。

Q3 入学料免除と授業料免除は同時に申請できますか？

A はい、同時に申請できます。その場合、一部の書類はコピー提出で可としています(詳細は提出書類欄を確認してください)。

Q5 すでに令和8年度入学料・令和8年度前学期授業料を納めていますが、申請できますか？

A はい、申請できます。免除が認められた場合、手続を行います。その際に「納付授業料・入学料返付承認書」を提出していただきます。